

佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規程

本規程は平成26年2月18日に文部科学大臣によって改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という)に準拠し、次に掲げる本学の競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という)の運営・管理に関する基本方針の実現のために必要な事項を定めるものである。

＜基本方針＞

本学教職員が競争的資金等を獲得・利用し、自らの研究の充実及び本学学生の教育に資することはいかに奨励されるべきところである。一方、万が一にも不正使用等の事態が発生してはならず、本学は、ガイドラインが求める組織としての管理責任を明確にし、不正を事前に防止するための取組を推進していく。

第1節 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第1条 本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長がこれにあたる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、後述する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第2条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長がこれにあたる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第3条 本学における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長がこれにあたる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。さらに、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(処罰)

第4条 前3条に定める責任者は、本学が行うコンプライアンス教育や必要な改善指導に責任を持つ者であり、それぞれの責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、旭学園就業規則に照らし、当該責任者を懲戒の対象とする。

第2節 適正な運営・管理

(競争的資金等の運営・管理手続)

第5条 競争的資金等の運営・管理に関しては、この規程の他、別に定める佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規則(以下「管理規則」という)に従って運用する。

- 2 本規程及び管理規則について、競争的資金等の運営・管理に携わる教職員は、不正防止の観点からこれを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(コンプライアンス教育)

第6条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。

(誓約書)

第7条 前条に規定する「コンプライアンス教育」の内容を遵守する義務があることを明確にし、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員は、不正行為に関わらない旨の誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項に定める誓約書には次の各号の事項を含むものとする。
 - (1) 本規程及び管理規則等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学園就業規則又は配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

(不正告発等)

第8条 本学内又は学外からの告発等を受付ける窓口を置き、コンプライアンス推進責任者がこれにあたる。

- 2 窓口が不正に係る情報を受付けた場合、担当者は統括管理責任者を通じて最高管理責任者に伝えることとし、最高責任者は直ちに調査委員会の設置等、ガイドライン第2節(4)に定める措置を講じる。
- 3 前2項については「学校法人旭学園公益通報に関する規程」に従い、法人本部と十分連絡を取りながら対処しなければならない。
- 4 この規定に定めるものの他、不正告発等に関する事項は別に定める「佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程」による。

第3節 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画推進室)

第9条 最高管理責任者は自らの直属機関として「不正防止計画推進室」(以下「推進室」という)を設ける。

- 2 推進室は不正発生の要因を把握し不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 最高管理責任者は自ら推進室長となり、教職員数名をこれに任命し、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

(適正な運営・管理)

第10条 予算は、前条に定める不正防止計画を踏まえ、管理規則に従って適正に執行されなければならない。

- 2 発注・検収業務は、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外のチェックが有効に機能するよう配慮されなければならない。

(癒着の防止)

第11条 本学構成員と外部業者との癒着による不正使用を防止するため、業者には不正防止に関する本学方針を周知徹底し、取引実績などを考慮して一部の業者には誓約書の提出を求める。

- 2 前項に規定する誓約書には、次の各号に定める事項を含めるものとする。
 - (1) 本学の管理規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - (2) 内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提示等の要請に協力すること
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

第5節 情報発信・共有化の推進

(情報発信)

第12条 本規程及び管理規則等、競争的資金等の運営・管理に関する本学の方針を明らかにする諸規程等をホームページに掲載し、内外に公表して情報の共有を図ることとする。

第6節 モニタリングの在り方

(監査室)

第13条 公的資金の不正使用の防止を目的とする監査制度を整備するため、監査室を設ける。

- 2 監査室は最高管理責任者の直轄機関とし、統括管理責任者及び経理部門の事務局職員で組織する。
- 3 監査室は公的資金の執行における様々な局面において必要なチェックを行うとともに、推進室のモニタリングが機能していることを確認する。また、本規程及び管理規則の点検を行い、必要であればその改定を最高管理責任者に提案する。

第7節 雑則

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、教授会の意見を参酌して学長が行う。

附 則

1. 本規程は平成27年4月1日より施行する。
2. 本規程の施行と同時に、「佐賀女子短期大学公的研究費の管理・監査ガイドライン」及び「佐賀女子短期大学公的研究費の管理・監査規程」は廃止する。

附 則

本規程は、令和3年7月28日より施行する。

「佐賀女子短期大学公的研究費不正告発に関する規程」を廃止し、「佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程」を適用する。